

医師会（日本医師会若しくは岡山県医師会）の福利制度

岡山大学医師会を通じて岡山県医師会に加入すると次のような福利制度を利用できるメリットがあります。

特に、医師年金制度は、日本医師会が運用する医師を対象とした私的個人年金制度であり、転勤の多い医師の方々の生涯生活設計に役立つ制度です。

【利用出来る主な福利制度】

1 医師賠償責任保険（運営：日本医師会）

- 不幸にして医療過誤が発生したとき、社会的公平の立場から処理し、患者及び医師を救済すると共に、学問の進歩に貢献し、医療過誤に対する新しい認識が生まれることを期待する制度です。
- 日本医師会が事業主体となり、第三者的判定機構として賠償責任審査会を設けて、医師の有責、無責の判断を仰ぎ、その結論に従って賠償金を支払うと共に、訴訟になった場合には、日医、県医師会、保険者が協力して訴訟に当たります。
- 被保険者（保険の効果を受ける者）は、日本医師会のA会員です。（勤務医の方も加入出来ます。）***保険料は会費に含まれます。**
- 弁護士は、日医、県医師会、保険者の協議により各事案毎に選任されます。
- 大学病院以外の医療機関での診療活動に安心です。また、学会等の保険に比べ、訴訟の煩雑さが軽減されます。
- **支払限度額：損害賠償金の年間総支払限度額は、1被保険者につき1億円です。（免責金額100万円）**
- **別に、2億円まで保険金を上乗せできる「特約保険」、免責部分100万円及び100万円以内の紛争に対する保険もあります。**

2 医師年金制度（運営：日本医師会）

- 日本医師会が運営する会員のための私的年金制度です。
（満64歳6ヶ月未満まで加入可能）
- 年金は、一生受け取れます。（5年、10年、15年間の確定年金も選択可能）
- 掛け金には、上限が無く、いつでも増減額ができます。
月額基本掛金＝12,000円 加算掛金＝6,000円単位で任意 随時払いにも対応
- 基本年金は、加入者全員一律に加入しますが、加算年金は任意加入です。
- 年金は、年利率1.5%で計算されます。（自助努力型個人年金、事務手数料が少額）
- 年金の受給開始は原則満65歳ですが、受け取り開始時期に選択。

3 災害見舞金制度（運営：岡山県医師会）

- 任意加入制で、火災、水害などの災害時に加入者へ見舞金を差し上げる制度です。
- 1年掛け捨て方式で、見舞金1口（200万円）の掛け金は、年額1,500円です。
- 契約は、1年ごとに更新です。

4 団体所得補償保険制度（運営：岡山県医師会）

- 会員が傷病のため休業した際に安心して療養出来るよう、その所得の補償（**県医師会**

A会員対象) や交通事故等で亡くなられた場合に傷害死亡一時金 (県医師会A・B 会員等対象) をお支払いする制度です。

- 掛け金は、県医師会が払い込むので、個人で支払う必要はありません。
- 入会と同時に発効するので、加入手続きは不要です。
- 任意加入の個人上乘せ所得補償制度 (県医師会A・B 会員対象) もあります。

※ 詳しくは、各制度のパンフレットをご覧ください。